

証明書発行機関返上に関するご案内および申請先変更のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当法人は、令和2年6月4日付けで「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく登録認定機関として登録されて以降、計6か国向けの証明書発行機関として、施設認定および衛生証明書発行業務を行っておりますが、この度、行政も証明書発行機関となっている、インドネシア、ナイジェリア、ブラジルの3か国向けにつきましては、今年度（2022年3月末）をもちまして証明書発行機関を返上させていただき運びとなりました。

証明書発行機関として、各向け地ごとに定められた取扱要綱に基づき、施設認定や衛生証明書発行の業務を行っておりますが、特にこの1～2年の間には、取扱要綱の内容が度々変更となる向け地も幾つか出ており、限られた人員の中で受託業務の多様化および煩雑化にも対応すべく、検討を重ねた結果、事業者様への影響をなるべく少なくするよう、行政も証明書発行機関となっている3か国向けについて、返上させていただき事となった次第です。

現在当法人宛てに、該当3か国向けの申請を頂戴しておりますご依頼者様には、大変お手数とご迷惑をお掛けする事となり申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。（当法人のみが証明書発行機関となっております、ロシア向け、オーストラリア向け、ウクライナ向けにつきましては、来年度以降も引き続き証明書発行機関として受託を行います。）

今後の日程や申請等でご変更いただく内容について、下記に挙げさせていただきます。

記

①申請先の変更について

該当3か国向けにつきましては、令和2年4月に取扱要綱へ改正された際に、行政にも申請が可能となっております。大変お手数をお掛け致しますが、  
インドネシア向け／ナイジェリア向け：地方農政局等（内容により農林水産省\_輸出支援課も可）  
ブラジル向け：地方厚生局 に、申請先をご変更頂けますようお願い致します。  
（行政の申請先は、農林水産省HP掲載の各向け地の取扱要綱「別添」に記載されています。）  
申請時に必要となる書類等は、当法人で別途用意した様式以外は基本的に同じかと思いますが、申請から証明書発行までの流れ等は、お手数ですが各申請先にご確認をお願い致します。

②各向け地の「取扱要綱」上、当法人が申請先となっているご申請について

取扱要綱の中で「施設認定申請先」に提出や報告を行うことが記載されている件につきましては、来年度以降、地方農政局等（ブラジル向けは地方厚生局）に実施していただくこととなります。

③当法人が証明書発行機関として実施した官能検査の実施実績の扱いについて

各向け地の取扱要綱では、官能検査の実施（検証）について、証明書発行機関で1年に1回以上実施することとなっておりますが、当法人が既に官能検査を実施済みの結果につきましても、次回実施の期限までは、引き続き（申請先の行政で）実績として認められます。

品質確認者様の官能検査実施による証明書発行申請を行政にされる際には、官能検査結果（試験成績証明書）を添付の上、ご申請下さい。

※新規の官能検査依頼につきましては、今年度内に実施の場合も原則、行政にご依頼願います。

#### ④今後の受託可能な内容と日程について

本ご案内送信後、返上該当3か国向けにつきましても今年度内は引き続き、当法人も証明書発行機関となっておりますが、4月以降は発行済みの証明書や認定済みの認定施設の変更等につきましても、対応は原則出来なくなることから、順次行政に申請先をご変更いただけますよう、何卒宜しくお願い致します。

・ **施設認定**に関する受託：新規申請⇒本ご案内以降、原則として行政にご申請下さい。

： 変更/廃止申請⇒2月末迄を申請締め切りの目安と致します。(※)

※廃止はあまり書類の訂正は発生しないと思われませんが、変更申請では確認後にご連絡をし、再度申請書類をご提出いただく等が発生することも多く、年度内に完了するための目安としての期限となります。

※書類の訂正等のやり取りが長引き、国への申請までが年度内に出来なかった場合は、申請先を行政に変更していただく必要が出てきますのでご了承下さい。

・ **衛生証明書発行申請**に関する受託

： 新規申請⇒本ご案内以降の新規証明書発行申請は、原則として行政にご申請下さい。

新規申請であっても当法人の証明書発行をご希望される場合は、原則3/4(金)まで受託します。(※)

※ただし3/11(金)迄に出港および証明書・請求書の発行/発送の全てが完了する見込みのご申請のみ対象となります。3/12以降出港予定分のご申請や、出港がそれ以前であっても最終申請書類のご提出および証明書発行が3/12以降となる見込みのご申請につきましては、予め行政宛てにご申請いただけますよう、お願い致します。

： 当法人で発行済みの証明書の変更/取消し申請⇒原則3/25(金)迄を目途に受託します。(※)

※ただし3月末日迄に最終申請書類のご提出や証明書・請求書の発行/発送等の全てが完了可能なご申請のみ対象となります。

それ以降に証明書の変更や訂正等が必要となった場合は、行政にご対応いただくこととなりますが、ご対応いただく行政への申請につきましては、農林水産省（ブラジル向けは厚生労働省）から、担当となる地方農政局等（ブラジル向けは地方厚生局）へ各省より一報を入れてからとするようご指示がありましたので、該当するご申請が出た場合は、先ずは当法人の各所受付担当者まで、ご連絡願います。（担当していただく行政に各省からの一報が済みましたら、当法人より依頼者様までご連絡をし、その後、担当の行政宛てにご申請いただく流れとなりますのでご了承下さい。）

・ **官能検査実施**に関する受託

③でも記載させていただいたとおり、本ご案内以降の「証明書発行機関による官能検査実施」の新規ご依頼につきましては、原則、行政までご申請いただけますよう、お願い致します。